平成２１年（フ）第４８号
島根県江津市波子町イ1255番地238
債務者　大江　由美
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第５３号
島根県浜田市下有福町351番地
債務者　河田　美紀
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２０年（フ）第１３６号
静岡県富士市今泉1754番地の３　グリーンヒル今泉Ｃ―101号、前住所静岡県富士市今泉2378番地の６
債務者　山﨑　徹次
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第９３号
岡山県真庭市樫西2733番地12
債務者　森脇　和裕
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後１時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第９４号
岡山県真庭市樫西2733番地12
債務者　森脇　加織（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後１時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１０３号
岡山県津山市大田756番地
債務者　牧本　俊二（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第３３０号
静岡県浜松市南区飯田町525番地　コーポスリーゼＡ102
債務者　増子　政博
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３３１号
静岡県浜松市南区飯田町525番地　コーポスリーゼＡ102
債務者　増子歌奈重
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
静岡県浜松市東区大瀬町27番地の81　鷺の宮団地白鷺３棟101号室
債務者　村松くに子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４７７号
愛知県豊田市千足町４丁目64番地　鈴光荘８号
債務者　櫻井　克成
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
静岡県藤枝市音羽町６丁目22番地の１
債務者　糟屋千栄子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後１時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０７号
山口県光市島田７丁目４番１号
債務者　栗原　　**祐**
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１０８号
山口県光市島田７丁目４番１号
債務者　栗原美喜子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１０９号
山口県光市島田７丁目４番１号
債務者　栗原　正明
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７９号
静岡県富士市鈴川中町５番１号、開始決定時の住所静岡県富士宮市宮原310番地の６
破産者　佐川　　浩
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２０年（フ）第２２３８号
愛知県津島市東洋町２丁目36番地１　東洋住宅27号
破産者　中川　　薫
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部